

承認案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年9月1日提出

天理市長 並 河 健

専決第11号

専 決 処 分 書

天理市立南中学校校舎の著しい老朽化に対応するため、整備工事を行う請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定による議会の議決を得る必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月13日

天理市長 並 河 健

天理市立南中学校整備工事請負契約について

天理市立南中学校整備工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 天理市立南中学校整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金 1,185,800,000円
- 4 契約の相手方 桜井市大字桜井553番地の1  
中尾・米杉特定建設工事共同企業体  
共同企業体代表者  
株式会社 中尾組  
代表取締役 中尾隆成
- 5 支出科目 一般会計  
(款) 教育費 (項) 中学校費

専決第13号

専 決 処 分 書

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に関する企業からの寄附金の受け皿を整備するため、天理市ふるさと応援基金条例（平成27年3月天理市条例第8号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67条）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月22日

天理市長 並 河 健

## 天理市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

天理市ふるさと応援基金条例（平成27年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「人々」の次に「及び企業」を加え、「未来」を「地方創生及び未来」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定による処分は、第2条各号の事業ごとに行う。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による保管は、第2条各号の事業ごとに行う。

第3条を第4条とする。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定による積立ては、前条各号の事業ごとに行う。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（事業の区分）

第2条 前条の寄附金を財源として実施する事業は、次のとおりとする。

（1） 企業からの寄附金を財源とした地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく天理市まち・ひと・しごと創生推進事業

（2） その他天理市の魅力を高め、未来に向かったまちづくりに必要な施策を推進する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決第14号

専 決 処 分 書

新型コロナウイルス感染症対策等を行う必要があるため、令和2年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月27日

天理市長 並 河 健

## 令和2年度天理市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度天理市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,971,020千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月27日専決

天理市長 並 河 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,963,622	千円 269,693	千円 11,233,315
	2 国庫補助金	7,594,860	269,693	7,864,553
16 県支出金		2,125,682	730	2,126,412
	2 県補助金	658,980	730	659,710
歳 入 合 計		32,700,597	270,423	32,971,020

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 9,415,052	千円 2,862	千円 9,417,914
	1 総務管理費	8,828,767	2,862	8,831,629
3 民生費		10,802,042	205,948	11,007,990
	1 社会福祉費	4,960,014	6,652	4,966,666
	2 児童福祉費	4,580,426	199,296	4,779,722
7 商工費		801,495	49,506	851,001
	1 商工費	801,495	49,506	851,001
8 土木費		2,406,390	1,108	2,407,498
	4 都市計画費	1,903,757	1,108	1,904,865
9 消防費		864,182	9,752	873,934

	1 消防費	864,182	9,752	873,934
10 教育費		3,284,826	1,247	3,286,073
	5 社会教育費	314,276	1,247	315,523
歳	出	合	計	
		32,700,597	270,423	32,971,020

専決第15号

専 決 処 分 書

新型コロナウイルス感染症対策等を行う必要があるため、令和2年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月6日

天理市長 並 河 健

## 令和2年度天理市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度天理市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,109千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,981,129千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月6日専決

天理市長 並 河 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 11,233,315	千円 10,109	千円 11,243,424
	2 国庫補助金	7,864,553	10,109	7,874,662
歳 入 合 計		32,971,020	10,109	32,981,129

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 851,001	千円 10,109	千円 861,110
	1 商工費	851,001	10,109	861,110
歳 出 合 計		32,971,020	10,109	32,981,129